

[事案 22-87] 入院給付金請求

・平成 23 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める「入院」に該当しないことを理由に、入院給付金が全く支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 12 月から翌年 4 月（途中一度退院していた期間あり）まで、摂食障害により合計 100 日以上入院したので、平成 5 年に加入した医療保険にもとづいて疾病入院給付金を請求したところ、保険会社は、約款に定める『入院』と認められないとして、全期間について入院給付金の支払いを拒絶した。

下記理由により納得できないので、入院していた期間全日数分の入院給付金を支払って欲しい。

- (1) 摂食障害で入院する前の平成 21 年 3 月～7 月、「うつ病」で入院していたが、同入院とは関連性がない入院である。
- (2) 本請求にかかる入院中に、胃薬・鎮痛剤投与・点滴といった治療がなされており、不必要な入院ではなく、全期間入院が必要であるとする。
- (3) 外泊についても、致し方ない理由（家庭の事情＝息子の学校関係、母親への対応、祖母の入院）であり、認めて欲しい。
- (4) 摂食障害との診断を受けており、入院中にビタミン剤の投与等があることから、約款に定める『入院』に該当する。

<保険会社の主張>

申立人の主治医へ事実確認を行った結果、本請求にかかる入院については、下記の通り約款に定める『入院』と認められないことから、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 希望入院であり、社会的入院が主な目的であったこと
- (2) 入院中の具体的な治療内容は、ビタミン剤の投与および食事を摂ることであったこと
- (3) 主治医より退院を促されていること
- (4) 入院当初から頻繁に外泊をしていたこと

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづいて審理を行ったところ、本件入院の原因となった「摂食障害」と、その直前の入院の原因となった「うつ病」との関連性を論じるまでもなく、次の理由により本件入院が約款所定の「入院」に該当すると認めることができないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 一般的に、摂食障害の治療方法は、心理的なカウンセリングか投薬療法とされていること、平成 21 年 12 月から翌年 2 月までの合計 54 日間に外泊が合計 20 日間もなされているこ

とを考慮すると、本件入院が、入院給付金の支払要件（自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することが必要）を満たしていると認定することはできない。

- (2) 申立人は、上記の外泊にはやむを得ない理由があったと主張するが、仮にやむを得ない理由があったにせよ、54 日間で 20 日間も外泊できるということは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所において、常に医師の管理下において治療に専念することが必要とされていたとは認められない。
- (3) 申立人は、入院中にビタミン剤・胃薬・鎮痛剤投与、点滴治療があったと主張するが、仮にそのような治療が実施されたとしても、そのような治療だけでは、本件入院が、上記の支払要件を満たしていると認定することはできない。

<参考> 相手方会社の保険約款に定める入院の定義

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。